

(仮訳)

2013年8月12日

プレス・リリース

CPSS と IOSCO による「金融市場インフラのための原則」の実施に向けた 進捗状況に関する報告書の公表について

支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)は、本日、『「金融市場インフラ(FMI)のための原則」(以下「FMI 原則」)の実施状況のモニタリング ―レベル 1 評価報告書―』を公表した。本報告書は、各法域における FMI 原則実施の進捗状況を点検するものである。FMI 原則は、CPSS-IOSCO により 2012 年 4 月に公表され、清算機関(CCP)や資金決済システム、証券決済システム、取引情報蓄積機関(TR)といった金融市場インフラのためのリスク管理基準を含んでいる。本報告書は、各法域において当局が、FMI 原則を市場インフラに関する規制枠組みに取り込むための、法律・その他規制や政策の整備状況を点検している。CPSS-IOSCO は今後の評価作業において、各法域における実施措置は FMI 原則と整合的か、また FMI 原則を適用した結果が FMI 間で整合的なものとなっているかを評価する。CPSS-IOSCO は、完全な実施に向けた進捗状況を示すために、本報告書を定期的にアップデートのうえ公表する。

本報告書は、国内法・規制枠組み整備の進捗に関する各法域による自己評価を掲載している。本報告書は、殆どの法域において、FMI 原則の実施に向けたプロセスが開始されていると示している。FMI のすべての類型について既にプロセスを完了した法域はごく僅かであるが、多くの法域では順調な進捗状況となっており、本年末までに相当程度まで進展する見通しである。FMI 原則が 2012 年 4 月に公表されたばかりであることを踏まえると、これまでのところかなりの進展があったといえる。

FMI 原則を、完全に、適時に、かつ整合的に実施することは、FMI の安全性、健全性および効率性を確保し、グローバル金融システムの頑健性を支えるうえで必須である。加えて FMI 原則は、すべての店頭(OTC)デリバティブは TR に報告されるべきであり、標準化されたすべての OTC デリバティブは集中的に清算されるべきであるという G20 のマニフェストを果たすうえで重要な役割を担う。グローバルな清算集中義務により、特にデリバティブを扱う CCP の強固なセーフガードおよび一貫性のあるオーバーサイトの重要性は高まる。CPSS と IOSCO のメンバーは、G20 と金融安定理事会(FSB)の期待に沿い、FMI 原則に含まれる原則および責務を採用することをコミットしている。

注記

1. CPSSは、中央銀行が支払・決済の仕組みやクロスボーダーまたは多通貨決済スキームの動向についてモニタリングおよび分析を行うためのフォーラムである。CPSS事務局は、BIS内に置かれている。CPSSに関する情報およびCPSSの公表物はBISのウェブサイト(www.bis.org/cpss)より入手可能である。
2. IOSCOは、証券監督当局のための国際政策フォーラムである。同機構は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている。www.iosco.orgを参照。
3. 両委員会とも、金融安定理事会(FSB)により国際基準設定主体として承認されている(www.financialstabilityboard.org)。
4. 本報告書は、BIS(www.bis.org/publ/cpss111.htm)およびIOSCO(www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD419.pdf)のウェブサイトより入手可能である。
5. CPSS-IOSCO「金融市場インフラのための原則」は、BIS(www.bis.org/publ/cpss101.htm)およびIOSCO(www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD377.pdf)のウェブサイトより入手可能である。
6. 2009年9月、G20首脳はピッツバーグにて次の事項に同意した。
「遅くとも2012年末までに、標準化されたすべてのOTCデリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。清算機関を通じて決済がされない契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべきである。我々は、FSBとその関連メンバーに対して、実施状況およびデリバティブ市場の透明性を改善し、システミック・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき、定期的に評価することを要請する。」
7. 2010年10月、FSBはG20のマンデートを実行するうえでの実務的論点に関する勧告の一部として、次の事項を強調した。
「グローバルな規制上のレベル・プレイング・フィールドを確保し、金融システムの安全性を増進するため、店頭デリバティブの清算機関は、CPSSおよびIOSCOが共同で策定中の国際基準を最低でも満たしている規制上の基準に基づき、強固で一貫性のある監督およびオーバーサイトに服すべきである。」(2010年10月、店頭デリバティブ改革の実施に関する報告書・勧告9)
8. FSBは2011年10月、G20金融改革の実施状況に関するモニタリングおよび報告のための協調の枠組みを確立した。この枠組みでは、特に、基準設定主体が、各々の国における実施状況の進捗に関するモニタリングおよび報告に対して責任を負うことを想定している。